令和元年 第16回 教育委員会臨時会会議録

令和元年7月23日(火)港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2525号

令和元年第16回臨時会

日	時	令和元年7月23日(火)	午前10時00分	開会
場	所	教育委員会室		

場 所 教育委員会室								
「出席者」	教	育	長		青	木	康	平
	教育長職務代理者				田	谷	克	裕
	委		員		Щ	内	慶	太
	委		員		薩	田	知	子
	委		員		中	村		博
「説明のため出席した事務局職員」	教育	推進音	『長		新	宮	弘	章
	学校教育部長			均	堀		二三雄	
	教育	手長 室	長		村	Щ	正	_
	教育。	企画担当	課長		加	藤		豊
	生涯学習	習スポーツ振	興課長		木	下	典	子
	図書	文化財	課長		佐久	木	貴	浩
	学	務 課	長		Щ	本	隆	司
	学校加	施設担当	課長		伊	藤	太	_
	教育	指導誌	果長		松	田	芳	明
	本村	小学村	交 長		Щ	村	登	洋
「書記」	教育	:総 務 個	系 長		佐	京	良	江
	教育	育 総 矟	孫		兵	藤		淳

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 2 港区立幼稚園教育職員の人事について(非公開)

日程第2 協議事項

- 1 港区債権管理委員会に提出予定の債権について
- 2 令和元年度港区指定文化財の指定に係る諮問について(非公開)
- 3 港区立教育センター条例の一部を改正する条例について

日程第3 教育長報告事項

1 令和元年度第2回採用港区奨学生(高校生)の選考結果について

- 2 港区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 3 港区立郷土歴史館展示室等の休室について
- 4 令和元年度港区立中学校合同学校説明会について
- 5 港区立みなと科学館ロゴマークの選考について
- 6 令和2年度使用教科書採択における資料について(非公開)
- 7 令和元年度港区教育委員会いじめ問題対策会議(第1回)の報告について
- 8 後援名義等の6月使用承認について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の6月各事業別利用状況について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について
- 12 図書館・郷土歴史館の6月行事実績について
- 13 図書館の6月分利用実績について
- 14 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
- 15 8月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第16回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いいたします。

まず本日の運営についてお諮りします。日程第1、審議事項第2、議案第49号「港区立幼稚園教育職員の人事について」、日程第2、教育事項第2「令和元年度港区指定文化財の指定に係る諮問について」、そして日程第3、教育長報告事項第6「令和2年度使用教科書採択における資料について」。この3件は非公開での会議とし、日程を変更して一番初めに審議、協議、及び報告を行い、その後、日程を戻して審議事項第1から順に行いたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、この3件につきましては港区教育 委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

日程第1 審議事項

- 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- **〇教育長** 次に日程第1、議案第48号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明を お願いします。
- **〇図書文化財課長** ただいま議題となりました議案第48号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」でございます。

審議内容につきましては、特別展示室で開催する特別展「日本・オーストリア国交のはじまり」の観覧料を、下記のとおり決定しますということで、日本とオーストリアの国交が結ばれてから150周年の節目の年ということで、両国の修好の歩みを振り返るとともに、オーストリアの写真家が今に残した明治初期の古写真や区所蔵の古写真を通して、港区を中心に明治初期の日本の姿を紹介したいと考えているところです。

特別展の名称は記載のとおりですが、10月19日から12月15日までを開催期間と考えてございます。観覧料につきましては、特別展のみを観覧する場合は大人400円、小中高生の場合は200円。常設展と同時に購入した場合は600円、小中高生は200円。10月18日までに常設展と同時に購入した場合は前売券として大人500円と考えてございます。こちらにつきましては、9月からの販売を考えているところでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

〇教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

〇山内委員 このご提案は、特に私は、異論ありませんけれども、せっかくなので一つだけ追加の 意見を申し上げたいと。

これ、どうやってこういう企画展について来場者を増やすかということを考えると、まだ時間もありますので、しかもあそこはカフェも八芳園で力があるところですから、例えば日本・オーストリアの特別展ですから、ではカフェではオーストリアの伝統的な菓子とかメニューをちょっと一つ二つ加えて話題をつくるというだけでも色々ニュースに広げるなど、伝えることができる。そういう工夫も積極的にされたらいいのではないかと思いましたので、余計な一言ですけれども、つけ加えたいと思います。

○図書文化財課長 これまで下のカフェの方では、ラベンダーリングといったイベントを開催した ときにそういった関連したメニューを開発して、その日に提供するという実績がございますので、 今回もそういったオーストリアとの関連で何かできることがあればと考えてちょっと検討をさせて いただきたいと思います。

また合わせて、来月にはなるのですけれども、こちらの展示とか、そういった我々歴史館自体の PRをするために、寿商品券を都内にお住まいの70歳全員の方にお配りをするというのがあるの ですが、その際に65歳以上の方はもちろん無料だということもありまして、そちらのときに全て 各戸に直接伺いますので、そこに配らせていただくとともに何かしら、そのチラシを持ってきてい ただけると何か特典をつけようと今検討をさせていただいているところです。

地味ですけれども、そういったことを含みながら、色々周知をしていきたいなと考えておりますので、今後ともそういった意味で何かあればまた教えていただければありがたいなと思います。 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第48号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第48号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

- 1 港区債権管理委員会に提出予定の債権について
- **〇教育長** 次に日程第2、協議事項に入ります。「港区債権管理委員会に提出予定の債権について」 説明をお願いします。
- **○教育長室長** それでは協議資料ナンバー1、「港区債権管理委員会に提出予定の債権について」 ご覧いただきたいと思います。

協議内容ですけれども、港区の奨学資金貸付事業で回収困難な債権につきましては、港区債権管理条例に基づきまして、債権放棄するため、港区債権管理委員会の方に2件付議したいと考えてい

ます。

区の奨学資金貸付事業の回収ですけれども、1番に記載がございますけれども、まず返還が、貸付期間が終了した後、返還計画書の方で出資していただき、その計画に沿って返還金を納付していただく訳ですけれども、返還金の納付がない債務者に対しましては督促状の発送ですとか、また、納付相談などを行いつつ債権の回収に努めているところです。

ただ、長期にわたり奨学金が返還されず債務者、保証人ともに死亡または住所不明など、回収の 見込みが立たない債権も中にはございますので、債権管理条例第13条、別紙の方に参考資料とし てつけさせていただいておりますけれども、債権管理条例の2番にございます1号から7号の事由 に該当する場合につきましては債権管理委員会へ付議し、不能欠損額として落としていきたいと考 えています。

お戻りいただきまして、1枚目の2番ですけれども、今回ご協議いただきたいのは、こちらの2件となっております。まず1番の方は昭和60年から昭和63年3月まで貸付を行いまして、総額で39万8,000円ございます。返還が平成2年から12年間返還期限がございましたけれども、この内、未返還額がまだ9万8,000円残っております。この方の時効満了日が平成27年7月1日ということで、そこから10年以上が経過しており、債務者、連帯保証人とも時効満了のため、放棄をしたいと考えております。

2番の方につきましては、平成13年4月から平成14年の3月にかけて貸付を行い、全部で61万の貸付金額になりますけれども、平成14年10月から平成19年9月までの返還期間をいただきましたが、これまで58万2,000円分、未返還金額が残っております。時効の成立が返還期限の最終日から10年経過した2017年9月30日となり、そちらの方からも10年以上、最終返還から10年以上経過していることから、債務者、連帯保証人ともに時効が満了していることから債権放棄の手続に進みたいと思っています。

裏面の方をご覧ください。本日、ご了承いただきましたらば、来週7月31日に債権管理委員会の方に付議いたしまして、そちらで了承された場合、8月27日の本教育委員会臨時会で債権放棄について審議いただき、その後、区長決済を経た後、不能決算処理の手続を行ってまいります。

説明の方は以上でございます。よろしくお願いします。

〇教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

1ページ目の2番の「債権の概要」の二つ目の下段なのですが、そこの時効満了日のとこがカッコ書きで「最終返還予定日」というふうに記載があるのですけれども、この意味はどういう意味ですか、「予定日」というところの意味。

○教育長室長 この場合、返還期限が2007年、平成19年9月30日が最終の返還期限でしたけれども、そこから10年間経過した平成29年9月30日が時効満了日となります。実際に返還が予定……。上の方は、返還があった日が返還期限、平成14年12月31日以降でしたので、そこから10年間ということで期限確定していますけれども、本来返していただく予定だった平成19年9月30日までに返還がなかったので、予定日ということでお伝えをさせてもらっています。

- **〇教育長** そこまで読み込めないですね、上と比較すると。あえて「予定日」と入れなければいけないですか。
- **○教育長室長** 時効の起算日が2番の方については最終返還期限9月30日なのですけれども、あくまでもこの日までに納付していただくという予定日ですので、そこから10年間ということで、 実際に返還があった日が2007年の9月30日であれば最終返還日から10年という記載ができるのですが、本来返していただく予定だった日から10年たっているということで、「予定」という言葉を入れさせてもらっています。
- **〇教育長** ちょっと何か分からないな。説明を聞かないと分からない。この資料が債権管理委員会 に出ていくのですか。
- ○教育長室長 債権管理委員会の資料は、もっと詳細な経過が記載された資料が流れていますので。○教育長 そこにも、同じように1番の人は「最終返還日から」、2番の人は「最終返還予定日」と書かれていますか。
- **〇教育長室長** そちらには「償還期間」「当初の履行期限」等、最終返還日については記載はないです。当初の履行期限と時効の時期、その翌日になりますけれども、そこから時効満了日までの記載で、特に「最終返還日」という記載はございません。
- **〇教育長** その「当初の最終返還日」の方が分かるのではないの。同じことを言っているのでしょう。
- **〇教育長室長** そうですね。記載の形についてはちょっと。
- **〇教育長** 意味合いは分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区立教育センター条例の一部を改正する条例について

- **〇教育長** 次に「港区立教育センター条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。
- **〇教育指導課長** では協議資料ナンバー3ということでご用意いただけますでしょうか。

港区立教育センターにつきましては工事も進み、位置変更ということと、もう一つは機能の拡充 ということが求められておりまして、そのためセンター条例の一部を改正いたします。位置につい てはその表の1番のとおり、白金三丁目18番2号から虎ノ門三丁目6番9号ということでござい ます。

機能の充実というところにつきましては、大変恐縮なのですが、別紙をご覧いただけますでしょうか。これまで教育センター開設準備検討会の方で、こういったカリキュラムセンター的機能や体験学習センター的機能、相談センター的機能。これらを充実させていきたいということを思っております。これらを踏まえて議論した結果、今回の条例の改正の方につないでおります。

まず最初に、2番の「設置目的」でございます。設置目的は、これまでは学校教育の充実及び振

興を図るということが大きなテーマだったのですけれども、実際、教育センターの方では子どもたちの教育相談または保護者の教育相談を受けるということで、そうしたことを区長の方から、もう明確に区民のための施設であるということについて、もう分かるようにしてほしいということで、今回は「子どもの健やかな成長を支援するため」ということで、設置目的を変えたいと思ってございます。

続いて3番の「教育センターで実施する事業」なのですけれども、これら、実はセンター条例の 方の文章にも全部兼ねておりまして、ぜひ資料の3-2の新旧対照表をご覧いただけますでしょう か。

先程の目的のところは、上部にありますようにサイドラインが引いてあるとおり「子どもの健やかな育成を支援するため」と入れさせていただいております。それから進みまして位置についても変更してございます。

3条のところです。これまでは「教育についての研究、調査」だったものに対して「研修」を加えさせていただいております。研修センターとして、教員の研修等にかなり力を入れているということで入れさせていただきました。

二で「学校の経営支援に関すること」というところで、この経営支援ということについては、センターとして、指導主事が学校経営支援をしているのですけれども、そのほかにも例えば学校図書館支援センターですとか、そういったそれぞれの学校のための機能を後から増やしていくことができるようにということで、「学校の経営支援に関すること」ということで、条文を一つ新たに加えさせていただいております。

続いて三です。これまでは「教育支援に関すること」だけだったのですけれども、それに「教育支援」に関することというのを入れていこうと考えています。この中には、適応指導教室つばさの方もセンターの中に入っていきます。そこの機能として直接的に支援をしているということも含めて、教育相談及び教育支援に関することを入れさせていただいています。

4番「科学教育に関すること」は今までは、要するにプラネタリウムとか持っていなかったので、 どちらかと言うと土曜日の午後にやっていた理科教室みたいなのがメーンだったのですけれども、 ただちょっと変える文言も適切なものが見つからずに、同じ「科学教育」のままにしてしまってご ざいます。

それから5番については「及び」か「、」かという違いということで、ちょっと文言整理をさせていただいたところでございます。

では先程の3の方に戻らせていただきまして、「施行期日」や「今後のスケジュール」については、記載させていただいたとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の程をお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

ちょっと第三条の最初の「研修」と入ってきたのだけれども、研修って全くやってなかったのですか。

- ○教育指導課長 これまでも指導主事が研修を行って、場所としてセンターを使っていることが非常に多かったのですけれども、その研修機能として例えば自主研修ができるような資料の部屋をもう少しきっちりするとか、そういったことも含めて、またそこを研修の場所として、港区の研修の場所として充実させていくということを含めて、この文章にさせていただいております。今までやってなかった訳ではございません。
- **〇教育長** 場所というよりはこの別紙に書いてある通り、「企画、運営」って、もう場としてではなくて中身についてもかかわっていくということですよね、この矢印の下の表現。ここも例えば企画という意味では全くやっていなかったのですか。企画ということでは、教育指導課の指導主事がやっていた。で、センターとしてはかかわっていなかったのですか、場所だけで。
- ○教育指導課長 センターとしてはほとんどというところです。これまでは、退職の校長先生方がいらっしゃった時期には、その先生方にお願いしていた研修も一部はあったのですけれども、あくまで指導主事が企画したものをその先生方に実行していただいたというところでございましたので、そこについては改めてセンターで充実していきたいということでございます。
- ○教育長 それからもう一つ、昨日図書文化財課長には話をしたのですけれど、学校図書の充実。 教育委員の先生方と視察に行ったそのほかの県、島根県ですかね。そこを今後どういうふうに展開 していくのかというのは、やはり図書文化財課だと限界があると思うので、学校図書館に三つの機 能があるではないですか。そこの部分をより学校教育の中に入れ込むとすると、あと二つの機能を 充実させないといけない。ついては、この教育センターでそれを担うのが一番いいのかなという。

視察の中でもそんな先生方との話もあったのですけれども、そこは、さっき説明してくれたこの 学校の経営支援の中に入っていますか。

- ○教育指導課長 今、学校図書館支援センターというお話がありましたけれども、そういった学校に必要な経営の充実をするための支援をする場所として、こちらのセンターが機能できるように、一つの例としては、学校図書館支援センターを入れようと決断したときから、それがすぐできるような、条例を変えなくていいように入れさせていただいています。ほかにも色々な支援がこれから必要になるかもしれませんので、そうした機能をあそこに入れられるだけの用意をしているということでございます。
- **○教育長** それからもう一つ、ちょっとよく言われるのだけれども「学校って経営なの?」という言葉、「運営ではないの?」ということがあって。いや、こういう意味で「経営」なのですよというのがあるではないですか。そうすると今想定している、この学校の経営支援に関することの中の図書館支援センター的な部分、そのほかにもあると思うのだけれども、これはやはり「経営」という言葉の方がふさわしいですか、「運営」ではなくて。
- **〇教育指導課長** 経営と運営の違いというのは、効率性だけ求めるだけだったら運営でいいのですけれども、あらゆるリソース、資源を使って、それをどういうふうに投下しながらその収益を得ていくか。収益というのはお金だけではないので、信頼度であったりとか、充実度であったり、そういったものをその経営者、つまり校長が判断して差配をするということですので、「運営」ではな

く「経営」という言葉がふさわしいということで、東京都の経営支援室とか、または経営支援センターですとか、そういったような形で、今は学校はもうただただ校長が座っていれば回るのではなくて、校長が本当に時間のかけ方、人のかけ方、お金のかけ方を変化させることに意義があるという捉え方をしていますから、やはり「経営」という言葉を使わないと時代遅れになってしまうかなというふうに捉えております。

- **〇教育長** 分かりました。条例なので、議会審議があると先生方、区議会議員の先生方の方から、 その言葉の使い方をやはり説明してあげた方がいいと思う。よろしくお願いします。
- **〇教育指導課長** 分かりました。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **〇山内委員** 今の質疑にもかかわることですけれども、今1、2というところを見ていて、今一つ何か分かりにくいように私には感じるのです。それは何かというと、教育に関する調査、研究というのはある意味で教育センターとして、ある意味でそこの内部でというか、そこで実施することだとすると、研修というのは、やはり学校の教職員に対する支援の運動でもあると思うのです。そう考えると、それは実は研修の話って、2の「学校の経営支援に関すること。」の方に入ってくるのではないかなというのが、まず今見ていて感じたことです。

それからもう一つは、やはり確かに「経営」という言葉を教育の世界の方たちがお使いになるのはよく分かります。「学校経営」とか「学級経営」とか「クラス経営」とかそういうふうに使うので分かるのですけれども、一般の方たちからするとやはり「経営」というと、非常にいわゆる「会社経営」とかの使われている言葉、そのイメージで捉えられてしまうのではないかと。

ですから、そこをもうちょっと分かりやすくということであれば、学校の例えば「経営・教育活動に関する支援に関すること」とか、何かもう少し本当の意味の教育活動を中心にした経営支援なのだというところがもうちょっと見えるような表記の仕方を工夫されてもいいのではないかというのが私の意見というか、感じたところです。

- **〇教育長** ありがとうございます。いかがでしょうか。
- **〇教育指導課長** 4階の文書係の方とも、そういった表現で可能かどうかについては検討をしていきたいと捉えております。ありがとうございます。
- **〇教育長** この条例改正については、新教育センターが今までの教育センターとは違った役割を担うということを前提にして、この教育委員会の中の部課長で色々検討してきた結果がこの別紙でしょう。
- 〇教育指導課長 はい。
- **〇教育長** だから、やはりそこでの今の山内委員の話も含めて、ちょっとそこで練って文書を持っていかないと、中身の問題だから。教育委員会が「こうしたいのだ」と。では、ついては条文としての言葉遣いはこうした方がいいですよというのが文書係の役目だから。中身はその部課長の中で再度協議してもらいたいので、お願いします。
- **〇山内委員** やはりせっかく新たな新教育センターをつくるとなると、その意義をやはりこれから

区民に向けて周知していかないといけない。そういう意味では、ここの1から6の新しい箇条というのは一番基礎になるものですから、どうきちんと誤解なく分かりやすく、しかもその価値と意味を伝えられるかというところで、やはり表現はかなり気を遣った方がいいのではないかなと思います。

〇教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

- 1 令和元年度第2回採用港区奨学生(高校生)の選考結果について
- ○教育長 次に日程第3、教育長報告事項に入ります。「令和元年度第2回採用港区奨学生(高校生)の選考結果について」説明をお願いします。
- ○教育長室長 それでは報告資料ナンバー1の方をご覧ください。令和元年度第2回採用港区奨学 生(高等学校等)の選考結果でございます。

1番にございますように令和元年5月22日から6月21日まで募集を行いまして、広報みなと、ホームページ等、2番に記載のとおり周知を行ってまいりました。

3番にありますように応募につきましては、私立高校から1名の方から応募がございました。7 月16日の港区奨学資金運営協議会で協議をいただいた結果、令和元年度第2回港区奨学生として 決定をいただいております。

裏面の方に貸付金額、それから実績の記載がありますのでご覧いただきたいと思いますけれども、 特に実績のところで、第2回目につきましては例年同、募集案件が少ない状況で、今回は1件といった応募状況となってございます。

簡単ですが、説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

2 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

- **〇教育長** 次に「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。
- **〇図書文化財課長** それでは令和元年7月23日教育委員会報告資料ナンバー2、机上に差しかえ を置かせていただきました。当日配布での机上差しかえとなり大変申し訳ございませんでした。一 部、現職等の記載の部分に間違いがあったため、差しかえをさせていただいております。

それでは「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」報告をさせていただきます。

港区文化財保護条例第40条の規定に基づきまして、港区文化財保護審議会の委員を下記の通り 委嘱しますということで、文化財保護審議会の委員の候補として都倉武之さん、慶應義塾福澤研究 センター准教授、専門は近代史ということで、「委嘱期間」につきましては、今年度の指定文化財の 指定に係る諮問をさせていただいた日から、現在の審議会議員の皆さんの任期の終わりまでという ことで、令和2年11月30日までとさせていただいております。

「委嘱理由」につきましては、港区の中には近代歴史にかかわるさまざまな資料が多く残されており、今後、区の文化財の指定の中でもこういったものが題材として上げられることが十分考えられているということで、審議会の委員の中でもどういった分野の方がいいのかということを色々と情報交換をさせていただいた中で、この都倉先生自体は本当に色々な専門をお持ちで、一番適任ではないかというようなご意見をいただいておりまして、今回委嘱をさせていただきたいと考えております。

報告は以上でございます。

- **〇教育長** ただいまの説明に対しましてご質問をお願いいたします。
- **〇山内委員** やはり近代史の分野をどうこれからきちんと資料を認定して、そして保存に力を入れるか、非常に大切な分野だと思います。そういう意味ではこの近代史のところを厚くするというのは納得の、よい考えだと思います。私自身は都倉さんとは資料の収集整備とか、展覧会の企画、実施、一緒にやってきた経験もありますけれども、近代史から昭和史まで、非常に丁寧にバランスよく見られる人ですけれども、広く資料的な価値を評価できるような人になりますので、「ああ、よい方を委嘱されたな」というのがまず率直な感想です。

そういう意味では、彼には負担が増えるのは彼には申し訳ないと思いますけれども、文化財のこと以外でも色々相談に乗ってもらえる方だと思いますので、ぜひ近代史のみではなく歴史館とも連携しながら積極的にやっていただけるといいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

2番目の「委嘱期間」の諮問日からとなっているところで、さっきの協議事項の諮問ですよね。

- ○図書文化財課長 そうです。
- **〇教育長** それで日は決まっていないの。
- **〇図書文化財課長** まだ日程調整がついていなくて、実は決まっておりません。なかなかご多忙で、なるべく8月の初旬にということで、今、調整をさせていただいておりますけれども。
- ○教育長 8月初旬ってもうすぐではないですか。
- **〇図書文化財課長** 9月には答申をいただくので、例年8月の初旬でお願いを今しておりまして、 なるべく集まるところということで確認をやっております。
- **〇教育長** 分かりました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区立郷土歴史館展示室等の休室について

〇教育長 次に「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」説明をお願いします。

〇図書文化財課長 それでは報告資料ナンバー3、「港区郷土歴史館展示室等の休室について」報告をさせていただきます。

港区立郷土歴史館の展示室等の展示資料の状況確認等を実施するために休室をしますということで、点検等のための休室期間は9月30日から10月4日までの5日間とさせていただいております。「休室場所」につきましては記載のとおり4カ所でございます。

「理由」につきましては、デジタル機器等の点検及び展示資料の状況確認等を実施するためということで考えてございます。

「告示日」につきましては、7月26日金曜日を考えてございます。

「利用者への周知方法」は、以下の5点を考えているところでございます。

なお、こちらも本来であれば条例上の「休館」という規定がございまして、条例上は15日以内の休館ということができることになっておりますけれども、こちらの歴史館の方は複合施設になっておりまして、休館をしてしまうとほかの施設への影響があるであろうということで、なるべくほかの施設の利用者の方々にご迷惑をおかけしないという状況で、展示がえであったり、展示の状況を確認したりということをやりたいということで、今回は休室という手法をとらせていただきました。

説明は以上でございます。

- **〇教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。
- **〇山内委員** 歴史館を開館してしばらくで1年になる訳ですけれども、やはりこういう貴重な資料を展示したり保管するというところには、温度とか湿度とか光とかの調整、色々な意味で慎重に調整をしていく必要がある訳で、場合によっては当初想定していたようにうまく行っていないという場合があれば、できるだけ早い時期で予算をつけて、またその改善を図るということも必要になりますけれども、現時点では今までの段階で当初の想定どおりに色々な環境はうまく整備、調整できているということですか。あるいは、いやもうちょっとここは手を加えないといけないというようなところもあれば、逆に早めに対応をするということも考えた方がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- **○図書文化財課長** デジタル機器の方では記載の書き方についてのご意見とかをいただいている部分もありますので、その記載についてはこの際に修正をさせていただこうかなと思ってございます。 あと展示品につきましては、ずっとケースの中に入っておりまして、ずっと開けていない状況で、今回どのような状況、影響があったのかということも含めて現場確認をさせていただいた上で、余り状況がよくなければほかのものと差しかえたりとか、展示がえをすることによって、また新たな方々の違う視点から見ていただくということも考えておりますので、状況を見ながら進めて、この5日間をうまく使っていきたいと考えてございます。
- **〇教育長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和元年度港区立中学校合同学校説明会について

- **〇教育長** 次に「令和元年度港区立中学校合同学校説明会について」説明をお願いします。
- **〇学務課長** それでは資料ナンバー4をご覧いただければと思います。「令和元年度港区立中学校 合同学校説明会について」ご説明をいたします。
- 1の「日程」のところでございます。令和元年7月6日土曜日、14時から16時15分まで、「場所」は赤坂区民センター3階区民ホールで実施いたしました。
- 3の「参加者数」の表をご覧いただければと思います。小学校別に記載してございます。右側の一番下の「総計」のところをご覧ください。411名の参加がございました。内訳ですけれども、主なところで言いますと、上から4番目の芝浦小学校、それからその五つ下に下がっていただきまして、港南小学校。それから下から3番目になります、お台場港陽小学校で参加者数が多くなってございます。

一番下、米印の参考のところ、「参加者数の内訳」を示してございます。過去6年間の推移を示してございます。下段のところにつきましては、左から「保護者」、真ん中が「児童」、一番右側が「その他」。「その他」につきましては兄弟姉妹、それから祖父母等も含みます「その他」ということで、ご理解いただければと思います。

令和元年度につきましては、平成30年度と比較して、合計69名程参加者数が増えております。 裏面の方をご覧ください。参考資料となっております。令和元年度港区立中学校合同学校説明会 スケジュールでございます。

1番のところ、学校教育部長の方から挨拶と、それから港区立中学校の教育活動の特色、例えば 学校選択希望制、またはその海外派遣等についてお話をいただきました。

また、2番のところでは、港区立中学校PTA連合会の三浦会長の方からお子さんを区立の中学校に通わせたご経験から、区立中学校の魅力についてお話をいただいたものでございます。例えば、子どもまたはその保護者同士の地域の横のつながりが卒業後も続いているということ。それから施設面を含めまして、私立に見劣りしない教育環境であるということについてお話をいただいたものでございます。

それでは3番目、中学校10校の詳細ですけれども、各校8分程度で工夫を凝らした映像を中心 とした学校紹介を行ったものでございます。

なお、7月31日水曜日ですが、当日お越しいただけなかった方のために、31日の水曜日、18時30分から20時30分まで、区役所の9階会議室で説明会の内容をビデオ上映する予定でございます。

説明は以上です。

- **〇教育長** ご質問をお願いいたします。
- ○田谷委員 総計の人数が年々増えているのは大変いいことだと思うのですが、案外思ったより児童の出席率が少ない。本当は、合同会では実際に該当する5年生6年生ぐらいに今後見てもらいた

いと思いますので、その辺もうちょっとこう学校側に働きがけできないかなと思います。

- **〇学務課長** ありがとうございます。周知の仕方について工夫していきたいと考えております。
- **〇教育長** ほかによろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 港区立みなと科学館ロゴマークの選考について

- **〇教育長** 次に、「港区立みなと科学館ロゴマークの選考について」説明をお願いします。
- **〇教育指導課長** では報告資料ナンバー5ということで、お読みいただけますでしょうか。

これまでは、港区立みなと化学館ロゴマークの選考ということで、区民、子どもたちを中心に公募をさせていただきました。その結果、1点を新センターの開設準備検討委員会によって選考いたしましたので、ご報告させてもらいます。

選考された作品については、そこの図表のとおり書いてあるものでございます。選考理由については記載のとおりでございます。

この経緯なのですけれども、裏面 2ページをご覧ください。 358 作品の応募がございました。 この 358 作品を 10 点に絞り込みました。そのところには、デザイン化しやすいやつとか色々な 条件を含めて 10 点に絞らせていただいたところでございます。

さらにその絞ったものを校長先生方、園長先生方に投票をしていただいて、3点に絞った物でございます。その絞った3点が参考資料としてございます、その一番右側にあります応募者方のコメントも入っておりますが、その3点に選ばれました。これをプロのデザイナーの方にデザイン化してもらったのが、補修案ということで四つの物になってございます。

その四つに選んだ上でさらに我々新センターの開設検討会の方でどれがいいのだということで選んだ結果、1作品に絞ってございます。ただ、この3作品に絞った後に、校長や園長の方からも意見をいただいた上での1点絞りということでございます。

さらにこれは、全て1から4につきましては一応、商標登録の準備をし、無事、商標登録が全て 可能であれば、一応、商標として今後使用します。ただし何らか色々な著作権やデザインがかぶっ ている等のことが出てくると、ほかの2や3に動かせるということで日程が間に合うように準備を しているところでございます。

簡単ですが、以上で報告は終わらせていただきます。

- **〇教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。 この参考資料自体はデザイナーの方が書かれたのですか。
- **〇教育指導課長** コメントですね。
- **○教育長** 書かれた。少し気になる表現があるのだけれども、今候補に上がっている、ナンバー1 のとこに上がっているナンバー1のところの一番最後のところの「難②」のところで、プラネタリウム・天体・宇宙に特化した感が否めない。それで、ほかの色々なことをここで科学館ということで、別に天体系だけではないではないですか。もろ天体系だと思うのだけれども、どうなのですか、

これ。

その辺の議論は、第一次選考、第二次選考、第三次選考においてはなかったのですか。

- ○教育指導課長 第三次選考の校長先生方の意見を募集した際に、事務局の方でも確かにここについては天体がメーンになってしまうという印象が否めない。ただし、ほかのものと比べた時に、プラネタリウムがはっきりあるということは逆に分かりやすくなって、科学館という名称でプラネタリウムがあるかないか分からないよりも、科学館と言ってプラネタリウムがありそうだなと分かって調べていただける点では、この1や2でも問題はないのではないかという捉え方をしています。
- **〇教育長** 難しいよね。「ああ、プラネタリウムなのだ」となってしまうと、科学館という名称だけで、要はプラネタリウムだよねとなるとまた困る。
- **〇教育指導課長** そのためには十分、我々は宣伝活動を充実させていくということで、区民まつりの時もプレの方もやりますし、その後もオープニングイベントとかそういったところをやるということと、区の学校の方にもこういった館ですよということを説明し、公立だけではなくて私立学校のお子さんたちも使えるような工夫をしていくようなことをしていきたいと思ってございます。
- ○教育長 この参考資料はどこかへ行くのですか。出ていくのですか、この資料は。
- **〇教育指導課長長** これはこのままで、出ていかないです。
- **〇教育長** 出ていかない。教育委員会止まりということですね。

ちょっと気になったのは、この「難」という言葉。「難」というのは評価ではないですか。おか しいよというあれでしょう。何かちょっとこれ言葉が気になるな。一生懸命子どもたちがつくって くれた作品なのに「難」という言葉はちょっとないのではないのと。この辺がちょっと心配ですよ ねとか、課題ですよねというぐらいならいいのだけれども。

ちょっとそのナンバー1の難②のとこが「すべきか…」になっているところ、これどうなの、結 論的に。これだと何だかよく分からないのだけれども。

○教育指導課長 デザイナーさんとしてのコメントでございますので、我々の方は、1ページ目をもう一度おあけいただけますでしょうか。 (4) にありますとおり、この望遠鏡を捉え方としては上向きの望遠鏡は向上心や探求心、好奇心のシンボルとして探求していく姿を表すものとして象徴的になるのではないかということで、前向きに捉えております。

デザイナーとしては、天文関係しかないのかなと思う気持ちはある。ただ我々としては、「MinatoScienceMuseum」という名前で、ではほかに実験器具を映すのかとか何とかとほかの代替の物というのを考えた時になかなかなくて。先程のナンバー4でいうと「みなと科学館」ともろに名前だけのものであったりとか、3番のような「みなと科学館」と、これは「M」という「みなと」と「Science」という「Sea」の海だったりというところと、これもデザインとして科学館の本質を別に表しているとは言いにくいので、今回のところではそういった望遠鏡に込められた思いということで我々は評価し、情報発信をしていくことがいいのかなと捉えているところでございます。

〇教育長 分かりました。このペーパーは、要はデザイナーが書いた生の物ということでいいので

すね。「デザイナーコメント」のところ。

- **〇教育指導課長** デザイナーのコメントでございます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。

〇山内委員 このロゴマークをどう使っていくかというときに、アルファベットで「Minato Science Museum」。それは悪くはないのですけれども、これって私たちが見ると港区の科学館だというのはもう分かった上で見ている訳ですけれども、外の人に向けていったとき、あるいは港区民もそうですけれども、この「<math>Minato」がどこの港かというのが全然分からない訳ですよね。

そういう意味では、やはり港区の科学館だというところを伝えようとすると、結局このロゴマークと合わせて「港区立みなと科学館」と併記しない限りは伝わらないという問題が出てくるかと思いますけれども。その併記を考えてこのロゴマークをこれでよしとするのか、あるいは併記を避けるためにもうちょっとこの名称のところの表記の仕方をもうひと工夫するのか、そういうのはどう考えたらいいのでしょう。それをお考えになっているのでしょうか。

○教育指導課長 この科学館のそのロゴを例えば科学館のウェブサイトをやった時にロゴとしてやった上で港区立みなと科学館、東京都、場所は載っている訳ですね。そういった形で周知していけば、パンフレットとか色々な物をつくって周知していくと、このロゴマークが港区立の科学館のロゴだということが認識されていくと、今度はこれだけでひとり歩きできるということなので、最初のうちは両方併記しながら上手に宣伝していくことが重要かなということと、デザインはなるべくすっきりしている方がいいので、漢字でまたここの下に「港区立科学館」と書いてしまうとデザイン性に欠けるので、そこは周知の仕方の工夫が大事だろうなと捉えております。

〇教育長 ほかにいかがでしょう。

○薩田委員 私も山内先生と同じで、小さいお子さんとか、このアルファベットだけではどうなのかなと思います。日本語もどこかにほしいなと思うのですけれども、誰でも見てこれが本当に港区立の科学館なのだというのが、これだけでは本当に全く分からないので。もうちょっと、このロゴを本当にいつどこで使うのかという疑問があります。これはこれでいいと思うのですけれども。ぱっと見て、やはりもうちょっとひと工夫ほしいなという気はするのですけれども。使われ方というか。

○教育指導課長 これは郷土歴史館のロゴと名称だったりとか、必ず併記をしながら使用していくというところが必ずスタートですよね。ただそこで例えばお土産になったときに、このマークしか入らないようなスペースでポンと入っていても、行った人はこれはみなと科学館のロゴだと分かるようなところまで行くのが目指すべきデザインというものの意味だと思うので、ぱっと見て全てが分かればいいデザインかというのもまたちょっと違うので、そこについては子ども向けのリーフレットも、区立みなと科学館というのでぱっと見たときに、小学生1年生2年生や園児も行く訳なので、園児たちがこういうところなのだと分かるような、そういった物を指定管理者の方に命じて、そういった物を用意していただいて、年齢層に応じた物。

それから外国語、4カ国語対応というのも我々は予定していますから、その中で全てに共通して ある物が、言語を超えてこれだけというところで、シンボルとして、かなり区民の方に定着するよ うなことを目指していきたいと捉えています。

〇教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 令和元年度港区教育委員会いじめ問題対策会議(第1回)の報告について

- **〇教育長** 次に「令和元年度港区教育委員会いじめ問題対策会議(第1回)の報告について」説明 をお願いします。
- **〇教育指導課長** では資料が多めなのでございますが、報告資料 7 を使いましてご報告させていた だきたいと思います。

令和元年7月2日に実施しました港区教育委員会いじめ問題対策会議(第1回)の内容について ご報告いたします。

日時、会場、それから出席者については、説明は省略させていただきます。

「議事」でございます。議事については、以前5月に行いました港区いじめ問題対策会議と共通する部分が多少あるのですけれども、その中で特筆するべき部分について強く説明を差し上げたいと思います。

- (1) (2) につきましては、これまでの昨年度の経過と今年度の予定について、ご報告をさせていただいております。それについては、資料の1、2ということで、おつけさせていただいております。
- (3) 「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について」ということで、資料3と3-2がございます。これは以前、教育委員会の中でもご議論いただきまして、実際のいじめのフローについて、皆さまからのご意見を反映して修正してきたものでございます。これをまたこの委員の皆様の方に、それにかわるご提案したところ、いくつかまたご意見をいただきました。

その要点としては、いじめではないと判断したりとか、その際にはどうやって判断をしていくのだろうか。それから、いじめを解消した取り組みをした後、どうやっていじめを解消したよと判断するのだろうかと。

これについては、前にお出ししている3の方の文書には書いてあるのだけれども、これもできれば一見してこのフロー図で概略を掌握できるといいねというご意見をいただきましたので、今、修正作業に入ってございます。そういったところのご意見を生かした上でやりたいと思っています。

またさらに一番下の方の広尾学園の中学校の松尾教頭先生からも、重大事態かどうかの判断をするための質問票、これ文科のものでもあるのですけれども、それを港区らしさできちっともう一度精査して、つけていくことによって、より一層このフローと合わさると使いやすくなるのではないかとご意見をいただいたので、これもあわせて作業を進めていきたいと思っているところでございます。

続いて3ページでございます。いじめに関する現状についてというのは、以前ご説明したとおりでございますので、これについては傾向としても11月頃が、いつもいじめが増えると。これはなれてしまったところで、子どもたちのことが色々と出てくるのですよというお話を申し上げました。そして②でございます。最近メディアに取り上げられた吹田市におけるいじめの事件ということで、先程の資料の4の裏面にあります吹田市のものについて、事例として、この課題はどこにあるのだろうかということについて、その場で協議をさせていただいてございます。そこに出た意見につきましては、その資料の1の3ページ目のところにありますような小学校の副会長ですとか、学校法律相談の弁護士さん、それから赤坂警察署の生安課長ですとか明治大学の小野教授とか、さまざまなご意見をいただいてございます。

こうしたことを踏まえて、また実際にあった時の対応の仕方についても学校の中に周知していき たいなと捉えています。

またさらに学校における取り組みということで、小中学校それぞれの先生方、校長先生方からご 報告いただいたのが3ページから4ページにかけて書いてございます。

そのほかに意見交換として、人権・男女平等の方からSOSミニレター、これも参考資料としてついておりますが、これを常に学校に置くことになったということで、こんなものを置いていますよということのご意見をいただいたりですとか、最後に広尾学園の松尾教頭先生からは、やはりいじめをなくすというようなことはできないのだと教員たちが思っていたら、絶対になくならないだろうと。むしろ、絶対なくすのだということで頑張って初めて減っていくし、それがゼロに近づいていくのではないかというご意見をいただいたとともに、やはり、さまざまな人たちの人権的な理解の上にいじめというものもなくなっていくだろうということで、車いすバスケットの子たちとのかかわりなどについて、事例をお話しいただきました。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○教育長 ご質問をお願いいたします。よろしいですか。 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 8 後援名義等の6月使用承認について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の6月各事業別利用状況について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について
- 12 図書館・郷土歴史館の6月行事実績について
- 13 図書館の6月分利用実績について
- 14 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
- 15 8月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の6月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の6月各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の

8月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の6月行事実績について」「図書館の6月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の8月行事予定について」「8月教育指導課事業予定について」、この8件の定例報告については配布の資料のとおりです。

各報告事項について、ご質問をお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日、予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何 かありますでしょうか。

〇教育指導課長 先般より皆様にご協力いただいております港区の小学生及び中学生の海外派遣についてご報告というか、情報提供をさせていただきます。

今、用意させてお配りしているのは海外派遣の子どもたちが持っていきます行程表その他を一切 つけたものをお配りしております。

昨日の22日月曜日の午後3時半から御成門小学校から、子どもたちが出発をしております。今朝も無事到着したということで、連絡を得ております。また、もう一つ、中学生の派遣ということで、これから8月7日から派遣するのですけれども、早朝ということで、朝早くこの港区役所を出発しますが、そういったものの行程表もつけさせていただいているところでございます。

以上、情報提供ということが1点目でございます。

もう1点は、港陽小学校、毎年毎年クリーンアップ作戦ということで朝、砂浜ですとかその周辺 を掃除していることが国土交通省の方からまた認められまして、表彰を受けることになりました。 23日ですから今日ですね。今日、校長の方が国土交通省に行って、表彰を受けてまいりますとい うことでご報告させていただきます。

以上でございます。

〇教育長 ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 そのほか何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、なければこれをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を8月8日木曜日午前9時半から開催予定ですので、よろしくお願いします。お疲れさまでした。

(午前11時42分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田知子